

みなさんご存知ですか？ 今、大商大の保健室ではお薬は渡していません。
なんで？ と思う人もいっぱいいると思います。今回は、ちよっぴり法律の説明をしながら、本来の保健室のあり方をお話します。

保健室のこと…

みなさんは普段どんな時に保健室を利用しますか？

しんどい時に行く、けがをした時に行く、健康診断で呼び出されたときに行くetc…

そして、もしかして一番多いのは体調が悪い時や風邪をひいたときなどに薬をもらいに行くというイメージではないでしょうか？

実は、**もともと保健室では薬を渡せないこと**になっています。一部医学部がある大学等で医師や薬剤師などがある場合もありますが、基本的に保健室には養護教諭(小学校から高校まで)や保健師、看護師しか常駐していません。そのため、ずっと以前から**医師が常駐する保健室以外では法律上お薬を渡すことが禁じられています**。保健室は病院でも、薬局でもないのです。「でも、今まで保健室で風邪薬と腹痛の薬をもらっていた」とか、「シップ貼ってもらっていた」という方も多いと思います。これは多分多くの保健室で、学校医などと相談の上一部の市販薬を利用していたのだと思われます。



薬事法改正について

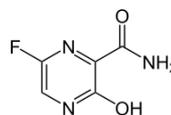
2014年、薬事法が改正されました。これまで半世紀以上使われていた「薬事法」という名称を、今回の改正によって厚生労働省は「**医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律**」という長い名称へと変化させました。

近年の医療技術の進歩により、併せて多種多様の医療機器や医薬品が発明・運用されるようになってきました。この発展のスピードは著しく、行政としてこの医療機器の発展・実用化のスピードを維持促進しながら、それに伴う安全性についての対策を徹底するための規制が必要となりました。

加えて、これまで医薬品、医療機器に添付されていた文書では、利用上の注意と現場での注意認識にズレが生じる危険性がありました。現に、薬害肝炎等医療機器をめぐる安全配慮の

問題を受け、今回そういった面を見直し、今後さらに増える医薬品、医療機器等利用について、安全性強化のための規制を設ける必要性が唱えられるようになりました。今回の法律の改正により、さらに医薬品を取り扱う者についてももちろん厳しくなり、使用する側にも安全に対する意識等、より一層徹底した管理が義務づけられています。

お薬のこと



日本はお薬大国と言われ、風邪、腹痛、打撲、捻挫、けがによる化膿、予防のためなど、いろんな場面でお薬が使われます。でも、薬を使わずに、**自分の免疫力だけで治せるもの**もたくさんあります。**安静にしたり、栄養を補給したり、冷やしたりすることだけでもっと楽に治せること**もあります。以前の保健室便りにも書きましたが、薬には副作用もたくさんあり、**飲み間違えたり、飲み合わせ間違えると「薬は毒」**となります。そして、残念ながら私達は薬を取り扱うプロではないのです。

全国の大学保健室担当者の研修会でも幾度も話題に上がりますが、昨今アレルギー体質の学生が増え、市販薬でもショック状態を起こし救急搬送したということを目にします。けれど、まだ保健室で市販薬を渡しているという大学があることも事実です。

保健室の取組み

そんな中、本学では、学生のみなさんの安全を守るために、この改正をいい機会ととらえ、医薬品の取り扱いについて見直すことにしました。法律に則り、一切の医薬品の使用をやめることにしたのです。だからと言って、体調不良で来室したみなさんを軽く扱うつもりはありません。**我々看護師の技術と知識と学校医の先生の協力のもと、薬を使わずにできる最大限の対処を行っています。**そして、どうしても薬を使った方がよい場合は、適切な病院を紹介し、受診の上薬をもらっていただきます。（その場合は学友会諸費の支払いがあり、医療給付制度でお金の帰ってくる学生さんには、声を掛けています。）

現在、大半の学生さんが満足して帰られる様子を見て、間違ってたかと安心していません。確かに、まだ時々、「薬もくれないなら保健室なんかいらぬ」とか、「何のための保健室や！」との怒りをぶつけられることもあります。しかし、私達は常に**学生のみなさんの健康と安全を第一**に、できることの中で最大限の努力をし、少しでもみなさんの満足が得られるように思っています。ですから、これからもどんどん保健室を利用してください。

